

# 「育児・介護休業法」改正ポイント



男女とも仕事と育児を両立できるように「育児・介護休業法」が令和4年4月1日から段階的に施行されます。

## 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化 (令和4年4月1日施行)

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

## 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 (令和4年4月1日施行)

現行	令和4年4月1日から
育児休業の場合 (1)引き続き雇用された期間が1年以上 (2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない	(1)の要件を撤廃し、(2)のみに ・無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可) ・育児休業給付についても同様に緩和

## 4 育児休業の分割取得(令和4年10月1日施行)

	産後パパ育休(10/1~) *育休とは別に取得可能	育休制度 (R4.10.1~)	育休制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	同左
申出期間	原則休業の2週間前	原則1か月前まで	同左
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し 出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ 申し出ることが必要)	原則分割不可
休業中の 就業	労使協定を締結してい る場合に限り、労働者が 合意した範囲で休業中 に就業することが可能	原則就業不可	同左
1歳以降の 延長		育休開始日を柔軟化	育休開始は1歳、 1歳半の時点で限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある限り 再取得可能	再取得不可

## 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設(令和4年10月1日施行)

## 5 育児休業取得状況の公表の義務化(令和5年4月1日施行)

問合せ 東京労働局雇用環境・均等部指導課 電話:03-3512-1611

# 職場のパワハラ防止措置が全ての企業に義務化されます!

令和4年4月1日から中小企業にもパワーハラスメント防止措置が義務化されます。事業主には、職場のパワーハラスメントに関する相談窓口を設け、労働者の相談内容に応じて適切に対応することが求められます。職場のパワーハラスメントでお悩みの方には、一人で悩まずに職場の相談窓口等に相談しましょう。

ハラスメント悩み相談

0120-714-864

申込み・問合せ 東京労働局雇用環境・均等部指導課

電話:03-3512-1611  
メールアドレス:mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

## お仕事、おまかせください

シルバー人材センターでは、企業やご家庭などからのお仕事をうけて、会員の高齢者の皆様に提供しています。お請けする仕事は、施設や駐車場の管理・清掃、植木の剪定・除草、襖・障子の張り替え、筆耕、ご家庭の清掃、換気扇・窓・網戸などの大掃除です。お仕事のご依頼をお待ちしています。

### 会員募集中

シルバー人材センターで働いてみませんか?区内在住の60歳以上の方お問い合わせください。



申込み・問合せ 公益社団法人台東区シルバー人材センター  
電話:03-3864-3338  
所在地:台東区小島1-5-5

## 雇用・就業相談を行っています

予約制

### 就業相談

就職に関してお悩みの方一人ひとりに合わせて、相談や情報提供を行っています(就職先をあっせんするものではありません)。

### 雇用相談

求人活動でお悩みの企業や個人事業主の相談を受けています。

- ▽日 程 月・火・木・金曜日(祝日を除く)
- ▽相談時間 午前10時~午後5時(原則、一人1回90分以内)
- ▽対 象 就業相談は原則区内在住か在勤(学)の方  
雇用相談は区内中小企業の人事担当者や個人事業主

申込み・問合せ 産業振興課 電話:03-5246-1152  
所在地:台東区役所9階⑤番

# 障害者雇用に関するご相談、お任せください!

台東区障害者就労支援室では、障害者雇用を考えているものの、頼める仕事、配慮の方法が分からない、既に雇用しているが、なかなか定着しない等の困りごとを抱えている企業の皆様に対し、ご相談を承っております。(無料)企業と当事者の間に入る調整役として、安定した就労につながるよう支援させていただきます。

## 福祉作業所等へのお仕事の発注、ご紹介します!

区内には、身体・知的・精神の障害がある方たちが働いている福祉作業所等があり、企業の皆様からのお仕事の発注に、確実・丁寧にお応えしております。台東区障害者就労支援室では、ご紹介はもとより、各福祉作業所等が対応できる作業内容など、企業の皆様からのお仕事の発注に関する様々な相談にも応じておりますので、ぜひ、ご活用ください。

## 受注可能な主な業務内容

名刺印刷・軽作業(封入封かん発送、シール貼り、組み立て、割りばしなどの袋入れ等)・清掃作業(公園清掃、館内清掃)など  
※これらの他にも様々な業務を承っておりますので、お気軽に下記までご相談ください。

問合せ 台東区障害者就労支援室

電話/FAX番号:03-3847-6431/03-3847-6434  
所在地:台東区松が谷1-4-12 松が谷福祉会館6階  
メールアドレス:t-shien@jcom.home.ne.jp